

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、北海道公立大学法人札幌医科大学中期目標を次のとおり公表する。

平成24年12月25日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道公立大学法人札幌医科大学中期目標

札幌医科大学は、昭和25年に戦後の新制医科大学の第1号として医学部医学科の単科で開学以来、平成5年に保健医療学部を開設し、平成19年の地方独立行政法人化を経て、これまで北海道で唯一の公立医系総合大学として発展してきた。

この間、医師をはじめとする地域に貢献する多くの医療人を育成するとともに、先進医学・保健医療学の研究や高度先進医療の提供、さらには地域への医師派遣等を通じ、本道の医療・保健・福祉の充実・発展に寄与してきた。

近年、少子高齢化の進展や医療制度改革等、大学を巡る情勢は、急速かつ急激に変化しており、また、公立大学においても、教育研究の高度化、大学の個性化、経営責任の明確化等が求められているところである。

こうした社会情勢の変化や道民ニーズの多様化、さらには地域における医師不足・地域偏在等、本道の地域医療に関する諸課題に的確に対応し、今後とも「進取の精神と自由闊達^{かつ}な気風」及び「医学・医療の攻究と地域医療への貢献」という建学の精神の下、札幌医科大学が、本道の地域医療の確保や道民の健康の維持増進に貢献し、道民の誇りとなる大学であり続けることを目指すため、次の6項目を基本とする新たな中期目標を定める。

（基本目標）

- 1 創造性に富み人間性豊かな医療人を育成し、本道の地域医療に貢献する。
- 2 進取の精神の下、世界水準の研究を推進し、国際的な研究拠点の形成を目指す。
- 3 高度先進医療の開発・提供を行い、本道の基幹病院としての役割を果たす。
- 4 地域への医師派遣等を通じ、本道の地域医療提供体制の確保に向け、積極的な役割を果たす。

- 5 最新の研究・医療に関する情報の地域社会への提供、より一層の産学官連携等を進め、研究成果の社会還元に努める。
- 6 国際交流を推進し、国際的医療・保健の発展に寄与する。

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成25年4月1日から平成31年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

医学部	医学科
保健医療学部	看護学科 理学療法学科 作業療法学科
医療人育成センター	
大学院	医学研究科 保健医療学研究科
助産学専攻科	
附属施設	病院 総合情報センター 産学・地域連携センター

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 入学者の受入れに関する目標

医学・医療の攻究と地域医療への貢献等を掲げる建学の精神及び入学者受入方針（アドミッションポリシー）に沿った能力、意欲及び適性を持った優れた人材を確保する。

(2) 教育内容及び成果等に関する目標

ア 学士課程

高い倫理観及び地域医療・リサーチマインド並びに実践力及び問題解

決能力を有する人間性豊かな人材を育成する。

イ 大学院課程

国際水準の独創的・先進的な研究に取り組むことができる人材及び地域の医療の質を高める高度で専門的な能力を有する人材を育成する。

ウ 専攻科課程

助産実践に関する高度な知識と優れた技術を身に付けた創造性に富み人間性豊かな人材を育成する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

教育の質の向上を図るため、教育内容や教授能力を改善・向上させるための組織的な取組を積極的に推進するとともに、学生の教育環境の改善・充実に努め、効果的な教育実施体制を構築する。

(4) 学生への支援等に関する目標

学生の学習意欲及び学習成果を高めるため、学習支援や生活支援等の体制の充実を図る。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果に関する目標

先端的領域における国際水準の基礎研究及び臨床研究を推進するとともに、がん対策や再生医療等の道民ニーズの高い医療・保健・福祉に関する研究に取り組む。

(2) 研究実施体制等に関する目標

研究活動を積極的に推進し、研究水準及び成果を高めるため、大学の研究機能や研究支援体制の強化等、より効果的に研究に取り組むことができる体制の充実を図る。

3 附属病院に関する目標

(1) 診療に関する目標

高度救命救急医療、がん医療、再生医療等の高度・先端医療の提供機能の強化をはじめ、診療機能の充実を図るとともに、医療の安全体制の充実及び患者サービスの向上に積極的に取り組む。

(2) 臨床教育に関する目標

高度な知識や技術と豊かな人間性とを兼ね備えた地域医療に貢献する医

療人を育成するため、臨床研修の内容の充実及び拡充を図るとともに、研修環境の改善に取り組む。

(3) 運営の改善及び効率化に関する目標

病院経営の自立化を進めるため、経営方針等に基づく適切な収入確保及び経費全般にわたる効率的執行を通じて、更なる病院運営の改善を図る。

4 社会貢献に関する目標

(1) 地域医療等への貢献に関する目標

ア 本道の地域医療提供体制の確保に向け積極的な役割を果たすため、道、関係機関等との連携を強め、道立病院をはじめとする地域の公的医療機関等への医師、助産師等の派遣機能を強化する。

また、地域においては、依然として厳しい医師不足の状況にあるため、次の数値指標を掲げ、積極的に医師派遣に取り組む。

設定内容	目標値(平成30年度)
地域医療を支える公的医療機関への医師の派遣件数 〔 医師の総派遣件数に地域医療を支える公的医療 機関に対する派遣件数が占める割合 〕	平成24年度比おおむね 100件増 〔 63% 〕

イ 救急・災害医療、がん対策、リハビリテーション支援等に関する本道の医療体制の充実を図るため、地域の医療機関に対する診療支援及び診療連携、医療従事者の研修・研究活動等の支援に積極的に取り組む。

ウ 道、市町村等の医療・保健・福祉に関する政策形成・調査や疾病予防・健康づくりのための活動を支援し、地域の保健福祉の向上に貢献する。

エ 教育研究活動の成果に関する情報発信に積極的に取り組み、道民に対する生涯学習機会の提供や健康福祉に関する意識の高揚を図る。

(2) 産学・地域連携に関する目標

研究成果の実用化と社会への還元を積極的に進めるため、企業や地域の研究機関等との連携を深めるとともに、附属産学・地域連携センターの機能の充実を図る。

(3) 国際交流及び国際貢献に関する目標

グローバルな視野を持った人材を育成するため、外国の大学、研究機関

等との交流・連携を推進するとともに、国際水準の研究を進め、国際的医療・保健の発展に貢献する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営に関する目標

- (1) 大学の特色を生かしながら、地域医療への貢献等の大学の役割を発揮するため、理事長（学長）のリーダーシップの下、迅速な意思決定を通じ、効果的・効率的で、かつ、責任ある大学運営を推進する。
- (2) 役員及び教職員は、法人運営全般に対する法令等の遵守の徹底を図り、大学が持つ社会的責任を果たす。

2 組織及び業務等に関する目標

- (1) 教職員の人事制度の適切な運用・改善を図るとともに、採用手法の多様化や研修の充実等により、事務職員の業務遂行能力の高度化を推進する。
- (2) 大学及び病院を取り巻く環境の変化に適切に対応するとともに、業務全般及び組織体制の計画的見直しを進め、業務の一層の効率化及び組織体制の簡素・効率化を図る。

第4 財務内容の改善に関する目標

1 財務に関する基本的な目標

自己収入の確保、経費の効率的執行等を通じ、財務基盤を強化することで、着実に財務内容の改善に取り組む。

なお、次のとおり数値指標を設定する。

設定内容	目標値
財務内容の改善	運営費交付金を充当して行う業務の効率化等に取り組む、運営費交付金を少なくとも前年度比1%縮減

2 外部研究資金その他の自己収入の確保に関する目標

科学研究費補助金など国や民間等の外部研究資金の獲得に積極的に取り組むとともに、その他の自己収入の安定的な確保を図る。

3 経費の効率的執行に関する目標

教職員数の適正管理等による簡素・効率的な組織運営の推進及び管理的経費等の一層の効率的執行を通じ、経費の抑制を図る。

4 資産の運用管理に関する目標

資産の状況を点検・把握し、資産の適切な管理及び効率的・効果的な運用を図る。

第5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

教育・研究、組織・運営等の状況について自己点検・評価を適切に実施し、結果を公表するとともに、法人の業務運営の改善に反映させる。

2 情報公開等の推進に関する目標

道民に開かれた大学として、積極的な情報の公開・提供を行い、道民に対する説明責任を果たす。

第6 その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備、活用等に関する目標

(1) 本道の地域医療への貢献等に対する積極的な役割を果たすため、施設整備構想等に基づく計画的な施設整備の推進に向け、医学部定員増の検討を進めるとともに、教育・研究・病院機能の充実強化及び効率的な運営体制の確立に全学的に取り組む。

(2) 施設設備の適切な維持管理及び効果的な活用により、施設の長寿命化及び管理運営に関するコストの縮減に努めるとともに、中長期的視点に立った計画的な整備に取り組む。

2 安全管理その他の業務運営に関する目標

(1) 災害、事故に対する危機管理体制の整備等、学生、教職員等が安全・快適に活動できる教育・研究・診療環境及び情報セキュリティを確保する。

(2) 省エネルギーの推進等、環境に配慮した活動を実践する。